

居宅介護支援重要事項説明書
(医和生会居宅介護支援事業所)

令和7年2月1日

1. 法人の概要

法人名	医療法人 医和生会	
代表者氏名	理事長 山内俊明	
所在地	福島県いわき市平谷川瀬一丁目16-5	
連絡先	Tel 0246-25-8181 Fax 0246-37-7571	
他の主な事業	地域密着型通所介護（介護・介護予防・日常生活総合支援事業）	1ヶ所
	通所リハビリテーション（介護・介護予防）	1ヶ所
	認知症対応型通所介護（介護・介護予防）	1ヶ所
	短期入所生活介護（介護・介護予防）	1ヶ所
	訪問看護（介護・介護予防）	1ヶ所
	小規模多機能型居宅介護事業所（介護・介護予防）	2ヶ所
	居宅療養管理指導（在宅支援診療所）	1ヶ所

2. 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	医和生会居宅介護支援事業所	
介護保険事業所番号	福島県 0770400158	
所在地	福島県いわき市平谷川瀬一丁目19-7	
連絡先	Tel 0246-21-5596 Fax 0246-37-7571	
	夜間・休日は25-8181（代表）まで。24時間の連絡体制を整備しております。	
管理者氏名	小林 悟（主任介護支援専門員）	
相談担当者氏名	小林 悟 芳賀 諭 鈴木 直樹 池田 光恵	
事業の実施地域	いわき市（平地区〔豊間・中央台・郷ヶ丘含む〕内郷地区・好間地区	
	四倉地区・三和地区）※この地区以外にも相談に応じます。	

(2) 職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1	—	事業所の管理及び業務の管理
介護支援専門員	4	1	居宅介護支援の提供

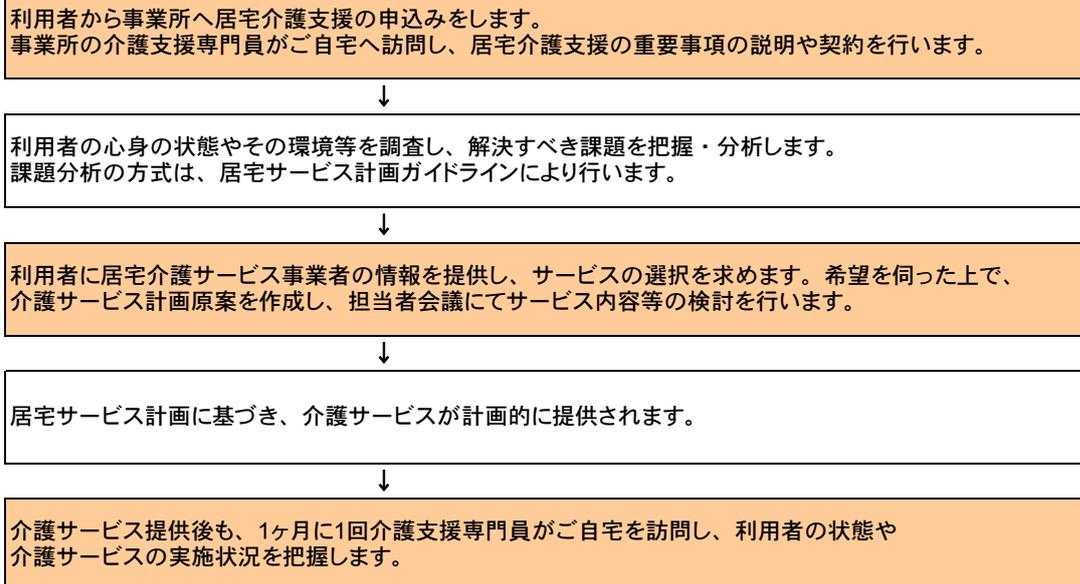
(3) 営業日及び営業時間

営業日	月～土
休業日	日・祝日・8月13日～15日・12月30日～1月3日
営業時間	午前8時半～午後5時半

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護支援専門員が、要介護状態となった利用者に対しその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態になった場合においても利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるよう支援します。 利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉のサービスが特定の事業所に偏ることなく、多様な事業所から総合的・効率的に提供されるよう配慮して行います。 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、居宅サービスの種類や事業者が不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 市町村及び他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図ります。 事業所の運営に当たってはBCP（事業継続計画）を策定し、必要な体制の整備を行うと共に、規定回数の訓練、研修を実施し、大規模な自然災害や感染症などが起きた場合でもできるだけ業務を中断させないように準備を行い、中断した場合でも可能な限り、速やかに業務再開を行う事ができるように努めるものとします。 職員等が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、健全で快適な環境の下に業務を遂行できるよう、ハラスメントの防止および排除のための措置に関し必要な事項を定め、運営を行います。

4. 居宅介護支援の利用申込から介護サービス提供までの流れ



5. 居宅介護支援の内容

種 類	内 容
居宅サービス計画 (ケアプラン) の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身状況やその環境、本人及び家族の希望により居宅サービス計画を作成します。 ・福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、その妥当性を検討し、必要な理由を記載し、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して利用する必要性についての検証を行い、必要時には計画に記載します。 ・特定福祉用具販売を位置づける場合にあつては、その妥当性を検討し、必要な理由を計画に記載します。 ・必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。
申請代行	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定のための申請手続きの代行を行います。 ・居宅サービス計画作成依頼書の提出を代行します。
連絡調整	居宅サービス計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう医療機関・サービス事業者等との連絡調整を行います。
給付管理業務	居宅サービス計画作成後も居宅サービス計画の実施状況の把握及びこれに基づく給付管理業務を行います。
介護保険施設等への紹介	利用者が居宅において、日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。
公正中立性の確保	ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与についてそれぞれの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合についてご説明致します。 ※詳細は別紙をご参照下さい。
サービスの質の向上	事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進し、サービスの質の向上に努めます。

6. 利用料金について

<p>要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので介護サービス計画作成料の自己負担はありません。ただし、保険料の滞納などにより、法定代理受領が出来なくなった場合、下記のサービス利用料金を一旦お支払い下さい。後日、当事業所から発行されたサービス提供証明書を地区保健福祉センターの窓口へ提出しますと全額払い戻しされます。</p>				
基本料金 (居宅介護支援費Ⅰ)	要介護1・2	10,860円		
	要介護3・4・5	14,110円		
その他の料金	初回加算	3,000円	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円	退院退所加算 (連携1回カンファレンス無)	4,500円
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円	退院退所加算 (連携1回カンファレンス有)	6,000円
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	退院退所加算 (連携2回カンファレンス無)	6,000円
	通院情報連携加算	500円	退院退所加算 (連携2回カンファレンス有)	7,500円
	特定事業所加算Ⅱ	4,210円	退院退所加算 (連携3回カンファレンス有)	9,000円

7. 事故、感染発生時の対応及び賠償責任について

<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援の提供で事故、感染が発生した場合は、速やかに利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要に応じ市町村に連絡し、必要な措置を講じます。 ・事業所は、居宅介護支援の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により事故、感染が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。 ・居宅介護支援の提供で事故、感染が発生した場合には、当法人で加入しております訪問看護事業共済会居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険で対応させていただきます。その場合、保険対応を超えて補償等をご請求されましても、対応出来ませんので予めご了承下さい。ただし、事業者の故意、重過失がある場合には、この限りではありません。

8. 衛生管理について

<p>事業所は利用者・職員の健康を守るため、感染症や食中毒の発生、蔓延防止について委員会、指針の作成、研修の実施等体制の整備を行い、必要な措置を講じます。</p>

9. 個人情報の保護及び秘密保持について

<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努めます。 ・事業所は、知り得た利用者の秘密及び個人情報については、契約中も契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。 ・事業所は、個人情報の適切な取り扱いに努め、事業所での居宅介護支援サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部へ提供する場合には利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

10. 高齢者虐待・身体拘束について

<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、委員会、指針の作成、研修の実施等体制の整備を行い、利用者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村へ連絡致します。 ・事業所は、身体拘束についても同様に委員会、指針の整備、研修の実施等体制の整備を行い、必要な措置を講じます。
--

11. 実習受け入れについて

事業所は、介護支援専門員実務研修受講試験合格者に対する、「見学・観察実習」を受け入れております。当該実習では、実習生の同行訪問などをご依頼する場合がございます。尚、同行訪問受け入れに不都合がある場合にはご連絡ください。

12. 介護支援専門員の交替

事業所からの介護支援専門員の交替	事業所側の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮致します。
利用者からの交替の申出	専任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、交替を希望する理由を明記して事業者に出すことが出来ます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名は出来ません。

13. 身分証の携行について

介護支援専門員は身分証明書を携行していますので、必要な場合は適宜提示を求めて下さい。

14. 介護サービスを受けるにあたっての留意事項

- ・利用者にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からのサービスを希望する場合やサービス内容を変更した場合は、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。ご連絡がないと利用者に費用の全額をお支払いいただくことになる場合があります。
- ・居宅介護サービス計画原案に位置付ける指定居宅サービスは、利用者から介護支援専門員に対して複数事業所の紹介を求めることが可能です。またその選定理由についても求める事ができます。
- ・被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分が変更になった場合は、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。
- ・居宅介護支援の提供にあたり、利用者が入院された場合には、担当介護支援専門員の氏名を医療機関にお知らせください。
- ・利用者が医療系サービスをご利用希望の場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治の医師等にケアプランを交付します。 ※医療機関等により文書料をご負担いただく事があります。
- ・訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、介護支援専門員自身が把握した状況等については、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に情報の提供を行います。
- ・通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議の開催等によりケアプランの適性検証を行います。
- ・居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置づける場合には利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意し、特に必要な場合を除き、要介護認定期間の概ね半数を超えないように調整させていただきます。
- ・障害福祉制度の相談支援員と密な連携促進のため、指定居宅介護支援事業所が特定相談支援事業所と連携します。適宜、ご相談ください。
- ・利用者の状況把握のために、介護支援専門員が月1回居宅を訪問させていただきますので御協力宜しくお願い致します。また、利用者からの依頼や居宅介護支援の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、上記の回数以外にも訪問することがあります。
- ・暴風雨、降雪、台風、地震等により警報が発令された場合、事業者の判断でサービスを中止または時間を変更させていただくこともあります。その際には当事業所よりご連絡を差し上げます。
- ・効率的かつ質の高い居宅サービス計画とするため、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して行う場合もあります。
- ・書面の保存に係る負担の軽減を図るために、省令で規定する書面の作成、保存等を電磁的な方法によって行うことがあります。また、交付物などは承諾を得た上で電磁的な方法により行うことができます。その場合は署名・押印に変えて、電子署名の活用を行うこともできます。
- ・以下に記載する行為及びそれに類似する行為が、利用者又はその関係者からなされることにより信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除をすることがあります。
 - (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメントなど)
 - (2) サービス利用中等に職員の写真や動画を撮影したり録音したりすること。

15. 相談・苦情について

(1) 当事業所相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付担当	芳賀 諭・鈴木 直樹・池田 光恵	TEL 0246-21-5596
苦情解決責任者	小林 悟	

(2) その他

市町村窓口	介護保険課	いわき市役所内 TEL 0246-22-7467
公的団体の窓口	福島県国民健康保険団体連合会	福島市中町3-7 TEL 024-528-0040

16. 第三者評価について

実施しておりません

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業所 所在地 いわき市平谷川瀬一丁目19-7
名称 医和生会居宅介護支援事業所

説明者

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名